

介護老人福祉施設重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第1275300208号)

当施設はご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 慈徳会

特別養護老人ホーム ささがわ

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご入居施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 施設利用の留意事項
8. 損害賠償について
9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
10. 残置物の引き取りについて
11. 緊急時における対応
12. 事故発生時の対応
13. 非常災害時の対応
14. 高齢者虐待防止について
15. 身体拘束について
16. 秘密保持と個人情報の保護
17. 苦情の受付について

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご利用いただけます。入居される居室全室個室となります。ユニットの設定につきましては、ご入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (全室個室)	60室 (1室12.32㎡)	ユニット数…6 (1ユニット10室) 居室の設備…ベッド(寝具一式)、収納棚枕元灯、洗面台、ナースコール、カーテン
共同生活室 (食堂含む)	6室	各ユニットに設定
洗面設備	66箇所	各居室、各共同生活室に設定
便所	18箇所	各共同生活室等に設定
浴室(個浴)	3室	各フロアに設定、一般浴槽
浴室(特別浴)	4室	1階：特殊浴槽(仰臥位式) 1.2.3階：特殊浴槽(座位式)
多機能室	1室	2階
医務室	1室	2階
面談室	1室	1階

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご入居者から居室またはユニットの変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室またはユニットを変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：プライバシーを確保し、快適な住空間を提供します。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 入居前面接にて当施設の生活相談員がアセスメントを実施し施設サービス計画の原案作成に必要な調査等を担当し、施設ケアマネージャー（介護支援専門員）に情報提供をします。



- ② その後の施設サービス計画の見直しについては、6ヶ月に1回、もしくはご入居者及びそのご家族等の要請に応じて、もしくはご入居者の身体状況の変化があるとき、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご入居者及びそのご家族等と協議して施設サービス計画を変更します。



- ③ 施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者及びそのご家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



6. 当施設が提供するサービスと利用料金

ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご入居者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食事を除き、通常9割が介護保険から給付されます。所得に応じて2割、もしくは3割負担になる方もおります。

<サービスの概要>

① 居室の提供

- ・ ユニット型全室個室となっており、個室を提供いたします。

② 食事

- ・ 当施設では栄養士作成の献立表により栄養状態の管理、ご入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご入居者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理によ

要介護 1	6 7 0 円
要介護 2	7 4 0 円
要介護 3	8 1 5 円
要介護 4	8 8 6 円
要介護 5	9 5 5 円

- ② 看護体制加算 1 日あたり 4 円
 - ③ 初期加算 1 日あたり 3 0 円
 - ④ 外泊時加算 1 日あたり 2 4 6 円
 - ⑤ 日常生活継続支援加算（Ⅱ） 1 日あたり 4 6 円
 - ⑥ 若年性認知症入所者受入加算 1 日あたり 1 2 0 円
 - ⑦ 褥瘡マネジメント加算 1 カ月あたり 3 円
 - ⑧ 口腔衛生管理加算 1 カ月あたり 9 0 円
 - ⑨ 処遇改善加算（Ⅰロ） 月間介護報酬単位数の 1 7 . 6 %
 - ⑩ 看取り介護加算
 - 死亡日以前 3 1 ～ 4 5 日 1 日あたり 7 2 円
 - 死亡日以前 3 0 ～ 4 日 1 日あたり 1 4 4 円
 - 死亡日前日・前々日 1 日あたり 7 8 0 円
 - 死亡日当日 1 , 5 8 0 円
 - ⑪ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 1 日あたり 1 8 円
- ☆ 初期加算として、入居日から 3 0 日間は「3 . サービス利用に係る自己負担額」に 1 日あたり 3 0 円加算されます。
- ☆ ご入居者が入院及び外泊等をされた場合、1 カ月に 6 日を限度として、外泊時費用が 1 日あたり 2 4 6 円加算されます。
- ☆ 市町村が発行する『高額介護サービス費承認通知書』を持っているご入居者は、1 割負担が一定限度額を超えた場合、払い戻しされる「高額介護サービス費」の支給を受け負担額が軽減されます。
- ☆ 医師による医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断されたご入居者についてその人らしさを尊重した看取りができるよう看取り介護を行った場合は、看取り介護加算が算定されます。死亡日以前 3 1 ～ 4 5 日は 1 日あたり 7 2 円、死亡日以前 3 0 ～ 4 日は 1 日あたり 1 4 4 円、死亡日前日・前々日は 1 日あたり 7 8 0 円、死亡日当日は 1 , 5 8 0 円が加算されます。（最大 4 5 日）
- ☆ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」を持っているご入居者は負担額が軽減されます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険サービスは、非課税になっています。
- ☆ 上記の料金表や他介護保険自己負担分について、保険単位数 1 単位当たりの単価が 1 0 円となっております。

物を必要とする場合には実費（複写物 A4 サイズ1 枚につき 1 0 円）をご負担いただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（ご入居者が希望される身の回りの日常生活品、嗜好品の購入費用や特別な衣類等のクリーニング費用等）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧嗜好品費

ご入居者選択型と定め、施設にて決められた時間帯以外にご入居者より申し出た場合のみ提供する（コーヒー、紅茶、ココア等）嗜好品として提供の際に頂戴致します。

料金：1 日あたり 1 0 0 円

※全く提供しない日は料金を頂戴致しません。1 日に何回申し出ても定額となります。

⑨居室に持ち込まれる電化製品についての電気代（料金表別紙あり）

居室にテレビ等私物の電気製品を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担いただきます。

（料金）	テレビ	1 カ月あたり	8 0 0 円
	携帯電話充電器	1 カ月あたり	1 5 0 円
	電気毛布	1 カ月あたり	8 0 0 円
	加湿器	1 カ月あたり	5 0 0 円

※他の電化製品の持ち込みに関しては要相談とし、電気代実費相当分の負担を頂きます。

※使用開始が月の途中であった場合でも日割り請求ではございませんので月額での請求となります。

※火災等の恐れのある製品に関しての持ち込みはできません。

⑩買い物代行

ご入居者のご希望に応じた特別な買い物は、基本ご家族様にお願いしておりますが、買い物を代行した場合は、手数料をご負担いただきます。

1 ヶ月 1, 0 0 0 円

※ 買い物代行サービスは職員の勤務状況により対応できない場合もありますので予めご了承ください。

⑪移送サービス

ご入居者の個人的な移動の手段として、職員及び車両を利用し移送を行った場合、費用を負担していただきます。（指定医療機関：東庄病院は除く）

町外 1 k m＝1 5 0 円を計算して算出した金額

衛生用品セット	4,037 円
---------	---------

＊「ゆかた」「顔あて」「衛生用品セット」につきましては、当該時に職員がご希望を確認させていただきます。

＊「衛生用品セット」につきましては、ご遺体の「死後の処置」を行うためのものです。

7. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むものがないものがあります。(詳細は、入居案内を参照いただき、職員にご相談ください。)

(2) 面会

面会時間を特に定めてはおりませんが、8時から17時以外の時間帯にお越しの際はご一報いただきますようお願いいたします。

※来訪者は、必ずその都度面会簿の記入をしていただくとともに、風邪症状等のある方は面会をご遠慮ください。

※なお、来訪される場合、生もの食品や医薬品の持ち込みはご遠慮ください。また、感染症対策にご協力ください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出・外泊される場合は、事前にお申し出頂き、外出・外泊簿の記入をお願いします。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条、第10条参照）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

○ 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

事情が認められる場合

- ⑥他の入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者が連続して3カ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下記※印参照）
- ⑤ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。

②7日以上3カ月以内の入院の場合

3カ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 居住費

③3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、退院できる状態になった場合には、当施設に再び入居できるよう努めます。

（3）円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助

1 2. 事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあったご入居者のご家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 非常災害時の対応

当施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。また、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

防火管理者 佐島 達郎

1 4. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご入居者等の人權の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止委員会を設置する。
- (2) 研修等を通じて、従業者の人權意識の向上や知識の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が、ご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 5. 身体拘束について

当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」と言う。）を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う際、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

1 6. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）

当事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の家族の個人情報につい

年 月 日

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名 社会福祉法人 慈徳会
法人所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 4 7 1 4 - 1 8 8
代表者名 理事長 後藤 俊和

事業者名 特別養護老人ホームささがわ
事業者所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 4 7 1 4 - 1 8 8
管理者名 施設長 後藤 俊和
説明者職氏名 生活相談員 江波戸 芳美 印

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 _____)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 3 9 号第 4 条の規定に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。(令和 8 年 8 月 1 日更新)